

「内部留保」は活用できるか

総合政策学部准教授 朴勝俊

麻生太郎財相が「企業がこの 20 年間にわたって労働分配率を引き下げて、その分を内部留保^{ママ}を厚くし、内部留保の内容については配当に回さず設備投資をせず従業員の給与に配らず、ただただ金利の低い内部留保をずっとため続けてきたというのが事実」とし、円安・株高で状況が改善しているので「経営者のマインドとして給与に回す等々の配慮があってもいいのではないかと記者会見で発言した（財務省 HP、2012 年 2 月 12 日記事）。それに先立つ共産党の笠井亮議員との予算委員会での議論を受けたもののようだが、以前から共産党や労働組合、および彼らに近いエコノミストが論じていた「内部留保論」に懐疑的な立場の筆者には意外な「意気投合」であった。「内部留保」とはいかなるもので、いかなる原因で蓄積されており、それを活用することは可能なのか、共産党の準機関誌とも言われる『経済』誌の 2012 年 9 月号の特集「財界・大企業と内部留保」に含まれるいくつかの論考を紹介し、検討しよう。これを読むと、笠井議員の議論がまさにこの特集のような議論に依拠していることがわかる。

内部留保とは何かについては、木地孝之（労働運動総合研究所研究員）によれば、「内部留保とは、賃金、税金等を全て支払った後の純利益のうち、配当や役員賞与で流出せず企業内部に留保した部分の累計額であり、貸借対照表の利益準備金、積立金、および繰越利益剰余金の合計を指すが（有斐閣『経済辞典』）、生産活動の成果が直ち

に国内需要に転化しないという点では、各種の引当金、準備金、そのた資本剰余金も同じなので、本稿では、これらを加えた広義の内部留保を採用する」としている。同様の定義で、より詳細な会計分析を行ったものもある。小栗崇資（駒沢大学教授）は『法人企業統計』に含まれる約 5500 社の大企業（全産業、資本金 10 億円以上）のデータを用いて、2001 年度から 2009 年度までの「広義の内部留保」を計算し、2009 年において 260.7 兆円に達すると指摘した。この数字は頻繁に引用されている。ちなみに「海外では内部留保分析はほとんど見られず、経営分析研究において日本の内部留保分析論はユニークな位置にある」との小栗の指摘は興味深い。他国ではあまり問題になっていない問題なのかもしれない。

内部留保の発生原因について、『経済』誌に寄稿した論者は人件費の削減（正規労働者のリストラ・賃下げ、採用の抑制、非正規化）と納税額の減少（法人税法や租税特別措置法が内部留保を促進していた）を挙げている。また、藤田宏（労働運動総合研究所事務局次長）は「この間の内部留保は、あまり設備投資に回されず、もっぱら有価証券の購入などによる金融部門での運用や海外投資、海外進出のための企業買収等に振り向けられている」と指摘している。こうした認識に対し、麻生財務省は先の議論の中で、デフレ不況下で「株価が下がり、土地も下がり等々で資産が暴落したために、企業は債務超過という状態を抱えておりましたので、貸し渋り、貸しはがしに対抗す

るために、内部留保をためにためたというのが経営者のマインドだったと思います」と説明している。これは筆者の理解に近いが、加えて言うなら円高・デフレ不況下で日本国内は投資先としての魅力が低下しており、企業の設備投資の減少、金融資産購入や海外投資は必然であろう。

それはそうとして、内部留保批判論者は「どうすべきだ」と言っているのか。内部留保を吐き出せ、という声は以前から耳にしたが、具体的にどうせよという案を聞いたことはなかった。大木一訓（日本福祉大学名誉教授）の論考は「どのような具体的政策と社会的力が必要なかを明らかにしなければならない」と宣言したが、結論として「資本主義の根本的な改革」が必要だとし、その内容や具体策が最後まで示されないという残念なものだった。「国内投資を増やし、取り敢えず有形固定資産残高の水準を、過去のピークである98年度まで引き上げる」と木地はいうが、それが無理だから不況なのである。冒頭の笠井議員は議論の中で、「一つは、労働者派遣法の改正で正規雇用を原則にする。二つ目に、最低賃金を時給1000円以上に引き上げる。そして第三に、公正取引で適正な下請け、納入単価を実現する」と述べたが、このうち政府として可能な具体策と言えるのは「二つ目」だけではなかろうか。

2%の物価安定目標の設定によって円安・株高が実際に実現し、見通しの改善した企業も出てきており、現政権も賃上げを「お願い」している。このような環境下で、彼らには、批判・反論を受け止めた与党が検討可能な対案、言い換えれば、仮に自分たちが政権の一翼を担った時に、実際に法制度改正の形で実現可能な具体案を提示してもらいたい。上記特集の中にあっては、小栗の「内部留保への課税（台湾では1998年から毎期の内部留保増加額に10%を課税

しているという）」と、「利益剰余金の非課税による損益計算書への戻し入れ」は、具体的な提案と評価できるものと言えよう。

雑誌『経済』特集論考

小栗崇資（駒沢大学教授）「内部留保論の現代的課題」

大木一訓（日本福祉大学名誉教授、労働運動総合研究所顧問）「内部留保」の傍聴と21世紀型資本主義」

藤田宏（労働運動総合研究所事務局次長）「新型経営」による「雇用・賃金破壊」と内部留保の急膨張」

木地孝之（労働運動総合研究所研究員）「大企業の内部留保をどう活用するか」